



佐久市告示第86号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年 7月 8日

佐久市長 柳田 清二



- 1 都市計画の種類及び名称  
種類 佐久都市計画ごみ焼却場  
名称 佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター
  
- 2 都市計画を定める土地の区域  
佐久市上平尾字上舟ヶ沢及び棚畑
  
- 3 都市計画の縦覧場所  
佐久市役所 建設部 都市計画課



御代田町告示第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年7月8日

御代田町長 茂木 祐 司



1 都市計画の種類及び名称

種類 佐久都市計画ごみ焼却場

名称 佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター

2 都市計画を定める土地の区域

佐久市上平尾字上舟ヶ沢及び棚畑

3 都市計画の縦覧場所

御代田町 御代田町役場建設水道課

軽井沢町告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、軽井沢国際親善文化観光都市建設計画ごみ焼却場の都市計画を決定したので、同法20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年7月8日

軽井沢町長 藤 巻



記

- 1 都市計画の種類及び名称  
軽井沢国際親善文化観光都市建設計画ごみ焼却場
- 2 都市計画を定める土地の区域  
長野県佐久市上平尾宇上舟ヶ沢及び棚畑
- 3 都市計画の縦覧場所  
軽井沢町建設課都市計画係